

集落再生・活性化モデル支援事業の募集について（県単事業）

1 事業の目的

県では、集落機能の維持や地域活動の担い手確保などの集落の抱える課題を解決するために地域住民が主体となって行う事業に対し助成を実施します。助成を希望される集落等団体の方は、応募締切日までに役場総務課企画グループまでご相談ください。

2 応募資格等

地域住民で組織され、集落の維持・活性化に向け、自主的かつ主体的な活動に取り組む住民団体のうち、集落再生・活性化計画を策定する団体です。（法人格の有無は問いません）。

- (1) 組織の運営に関する規則（定款、規則等）や名簿を有しており、事業の遂行に必要な人員を有すること（例：会計責任者の配置など）。
- (2) 活動実績を有し（新設団体は除く）、今後も継続的に活動を行う予定であること。 など

3 補助額

1 事業あたり上限 100 万円まで（定額）

4 補助対象期間

交付決定日から、平成 28 年 3 月 31 日まで

5 対象経費

住民団体が主体となって策定する集落再生・活性化計画の策定に必要な経費やその計画に基づく事業実施に必要な次の経費とします。

謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 委託料 使用料など （対象外：光熱水費、人件費、食糧費等）

ただし、同様の事業で、国及び地方公共団体などにより助成を受ける場合は対象となりません。

6 応募方法

- (1) 応募締切

平成 27 年 5 月 25 日(月) 17 時必着

- (2) 応募書類

役場総務課で配布いたしますのでお電話ください。（申請にあたっては、町を経由して県地域振興室へ提出となります。）

7 お問い合わせ先

役場総務課企画グループ（TEL：0195-46-2111）又は、岩手県政策地域部地域振興室（TEL：019-629-5194）までお問い合わせください。

8 事業の選定等

県内の各団体から提出された計画書を、県審査委員会にて審査のうえ実施事業を選定することになります。